

## 告示の件名改正

2021年4月28日付で、関税法関係の告示の改廃がされた。

このうち、

関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件を廃止する件（令和3年財務省告示第115号）は、特に問題がないが残りの3つは改正である。状況は同じなので、

関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（令和3年財務省告示第116号）を例にする。改正方式は改め文ではなく新旧対照表である。その冒頭に

改正後	改正前
関税法施行令第四条の十二第五項及び第八十三条第七項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第四条の十二第五項及び第八十三条第七項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。	関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。

件名の改正をしている。しかし件名は正式な題名が付されていないものを制定文を要約して定めるものでそれ自体は改正できず、内容の変更により自動的に変更されるものである。

実際、もともとの関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件は、

財務省告示第三百三十八号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第八十三条第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。

平成十六年七月二十三日

財務大臣谷垣禎一

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四第一項の規定により保存しなければならないものとされている帳簿及び書類並びに関税法施行令第八十三条第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「帳簿等」という。）を同条第四項に規定する保存すべき場所に、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）B七ー八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダ又はマイクロフィルムリーダプリンタを

設置し、かつ、当該帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

となっており、どこにも

関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件はない。ないものをどうして改正できるのか？